

顧問契約書

(以下、甲という。)と弁理士田林大介(以下、乙という。)とは、弁理士の業務に関し、以下の通り顧問契約を締結した。

【第1条】

甲がその業務を遂行する上で生じ、または生じることが予想される我が国又は諸外国における産業財産権に関する諸問題(以下「産業財産権問題」という)に関して、乙を顧問弁理士に指名し、乙はかかる指名を受託し、甲の産業財産権問題に関し、適切な助言と指導を行い、甲の利益を守るため最大限に努力することを約する。

【第2条】

1. 甲は、乙に対し顧問料として金40,000円を毎月末日に乙の指定する銀行口座に送金して支払う。
2. 甲は、乙に対し前項の顧問料に対する源泉所得税10%を控除するほか、同顧問料に対する消費税額を併せて送金して支払う。
3. 本契約期間中、経済事情の変化などにより本条に定める顧問料が不合理と認められるに至った場合には、甲又は乙は、相手方に対し、これらの変更のために協議を申し入れることができる。

【第3条】

乙は、乙が甲の委任に基づき、第1条に定める産業財産権問題の助言と指導とは別に、特許庁又は裁判所に対し、具体的な手続を行う場合、調査、鑑定等の業務を行う場合には、別紙各費用の概算に従いその報酬及び費用を個別に請求するものとする。

【第4条】

乙は、本契約期間中であると本契約終了後であるとを問わず、甲に関する産業財産権問題その他甲の依頼する業務の処理上知り得た秘密を保持し、第三者に開示しないことを約する。

【第5条】

本契約の有効期間は平成 年 月 日より満2年とする。契約満了の二ヶ月前までに、甲乙何れか一方から相手方に対し、本契約を更新させない旨の意思表示がない限り、本契約は自動的に2年間更新されるものとし、以後の更新についても同様とする。

上記の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通宛所持する。

平成 年 月 日

甲 住所

名称

印

乙 住所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番18号
氏名 デイズ国際特許事務所
所長 弁理士 田林 大介

印